

12 通院などの介助

病院への通院、買い物などのための外出の際に付き添います。利用者の身体状況によって車椅子や歩行の介助を行います。利用者およびヘルパーの交通費は、原則として利用者負担になります。

13 共に行う

利用者と一緒に家事、入浴、更衣、移動など行います。声かけや見守りも行います。出来る家事は一緒に行います。

生活援助

1 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。来客のための調理、接待および家族のための調理、片付けは含まれません。

2 洗濯・補修

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み、整理、小物のアイロンがけのほか、ボタンの付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内の補修を行います。高価な衣類、コタツ布団、毛布、ご家族のための洗濯はできません。

3 住居の掃除・整理整頓

家庭内の掃除、ごみ捨て、布団干し、日常生活用品などの整理整頓などを行います。住居内の場所は、利用者が日常的に使用している居室、台所、トイレ、風呂場などです。家族の部屋、客間、普段使用しない部屋、電化製品、物置、押入れ、天袋、天井、仏壇、神棚、庭、外溝、下水道、高い所など危険を伴う掃除などはできません。

4 買い物

日用品や食料品など、生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係などにより訪問前に買い物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者などと十分相談し、買い物の内容や金銭管理について確認の上行います。市販薬、お歳暮など贈答品、遠距離でのショッピング、高価な物、たばこや酒類等の嗜好品、趣味的な買い物はできません。

5 その他

病院などへの薬の受け取りや、役所などへの事務的な手続き（連絡など）、日常生活上の支援を行います。

5 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、1か月ごとにお支払いいただきます。お支払いいただく利用者負担金は、概ね次のとおりです。

訪問介護サービス

区分	算定根拠（単価、加算ほか）	利用者負担金
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
1か月あたり、約		円程度のお支払いとなります

- ・サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の1割・2割・3割をお支払いいただきます。
- ・サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額（10割）をお支払いいただきます。
- ・保険料の滞納などにより、サービス費の1割・2割・3割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ・訪問介護処遇改善加算Ⅰが算定されます。